

組合員の皆様

2014年1月17日

対イラン制裁に関する最新情報

本回覧は、イランからの原油、石油製品、石油化学製品の輸送および保険に係る EU および米国による制裁措置について、予測される変更点をご案内するものです。予測される措置は、共同行動計画（**Joint Plan of Action = JPoA**）に記載された核開発に関する措置（本回覧別紙 1 に記載）をイランが実施したことを国際原子力機関（IAEA）が確認した後、本年1月20日（月）に発効する予定です。

2013年11月24日、中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国の6カ国は、イランの核開発計画に関してイランと合意に達しました。JPoAの一部は、イランと6カ国側双方が取るべき措置を半年間にわたって実施することを前提としたもので、IAEAによるイランの核施設および濃縮プラントへの立ち入りを認める代わりに、EU および米国が制裁措置を部分的に緩和することが盛り込まれています。

現行制裁措置の一部を一時停止するこの制裁緩和措置は、EU 加盟各国および米国の法改正を必要とし、その範囲および期間は限定的です。また、JPoA に定めた約束や責任が守られない場合には、制裁措置が復活することになります。予測される措置の影響については以下の通りです。この内容は、JPoA に含まれている情報のほか、国際グループ（IG）が EU/米国当局との直近の協議の中で入手した情報に基づいています。

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited,
which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com

1. EUによる措置

1.1 実施時期

欧州委員会によると、JPoAに記載の政治的目的を実施するEU理事会決議およびその実施規則は、2014年1月20日に同時に発令されます。EU理事会規則には、欧州委員会案（本回覧別紙2）の内容がそのまま受け継がれる模様です。国際グループは、EUと米国が協調した対応を進め、外交上および政治上の承認が得られれば、1月20日から双方ともそれぞれの制裁緩和措置を実施するという情報を得ています。

1.2 注意事項

制裁停止措置案の影響を検討するにあたり、船主およびクラブは、以下2つの重要な点に注意する必要があります。

(i) 現行制裁措置の一時停止期間

制裁措置の一時停止案は、2014年1月20日からの6カ月間に限定されていることにご注意ください。一時停止措置の継続または拡大は、実施期間中の進展次第です。この一時停止措置を利用し、2014年1月20日から実施される制裁措置の緩和によって可能となる運送契約の締結をお考えの船主は、2014年7月20日までに確実に契約を履行完了してください。なお、6カ月経過後に制裁措置の一時停止が延長されない場合、EU理事会規則（267/2012 EC）に規定されている猶予期間と同様の猶予期間を設けるかどうかについて、EU当局はいまだ確約していません。

(ii) 制裁対象企業との取引

この制裁一時停止案には、制裁対象である個人・企業に関する現行禁止事項の緩和は含まれておりません。たとえば、EU理事会規則267/2012第37条(b)項の禁止事項が一時停止されたとしても、NITC (National Iranian Tanker Company) など制裁対象の個人・企業に船舶を用船することは認められません。欧州委員会では、国際グループ加盟クラブが制裁対象の個人・企業（ポートエージェントまたはオペレーターなど）と取引せざるを得ない場合は、取引を行う前に管轄当局と協議するよう求めています。船主および各クラブが直面する可能性のある現実的および法的な問題については欧州委員会でも認識しており、制裁対象企業の凍結口座への送金を許可する可能性があるとしています。ただし、この点については必要な取引を実施する銀行側の意志次第であると思われる。

1.3 EU による JPoA の実施が船主およびクラブに及ぼす影響

(a) 原油および石油製品

(i) 輸入および購入

予定されている措置には原油および石油製品について、EU 管轄下にある企業による購入や EU への輸入に関する現行禁止事項の一時停止は含まれておりません。ただし、現在、米国の国防授權法（National Defence Authorisation Act = NDAA）に基づき免除を受けている EU 域外の国（中国、インド、日本、韓国、台湾、トルコ）はその免除条件に従い、かつ現在許可されている購入量・輸入量を超えない範囲で、原油および石油製品を引き続き購入・輸入することができます。

(ii) 輸送

2014 年 1 月 20 日より、EU 理事会規則 267/2012 第 11 条 1 (c) 項の禁止事項が一時的に停止されることに伴い、EU 内の法人所有または EU 籍の船舶は、上記の輸入・購入制限を厳守の上、イラン産またはイランからの原油および石油製品の輸送が許可されます。EU 域外の法人所有または EU 域外の船籍の船舶については、現状通り今後も貨物を輸送することができます。

(iii) 保険

2014 年 1 月 20 日より、EU 理事会規則 267/2012 第 11 条 1 (d) 項の禁止事項が一時的に停止されることに伴い、クラブは、上記の輸入・購入・輸送制限に従って原油および石油製品を輸送する EU および EU 域外の法人所有または登録船舶に保険を提供することが可能となります。

EU 理事会規則 267/2012 第 11 条 1 (c) および (d) 項の禁止事項の一時停止は、NDAA 免除国を仕向地としない原油および石油製品の輸送およびそれに伴う保険提供を再開または許可するものではありません。イランから NDAA 非免除国などに原油もしくは石油製品を輸送する船主またはその貨物に保険を提供する保険者は、EU および米国双方の制裁措置違反となります。

(b) 石油化学製品

EU 理事会規則 267/2012 第 13 条が全面的に一時停止されることから、石油化学製品の輸入、購入、輸送および保険提供に関する現行の禁止事項が緩和されることとなります。石油化学製品とは EU 理事会規則 267/2012 Annex V に記載されているものを指します。

従って、EU（およびEU域外）の船舶は石油化学製品をイランからEU域内外を問わず輸送できるようになり、クラブはこうした輸送に対して保険カバーを提供することが可能となります。ただし、EUおよび米国以外の制裁措置または禁止事項の適用がある場合にはそれに従います。

EU理事会規則 267/2012 第 13 条の禁止事項の一時停止は、イラン産またはイランから輸出された天然ガスの購入、輸入、輸送およびそれに伴う保険・再保険の提供に関する現行の禁止措置には適用されません。また、黒鉛および未加工／半製品金属などの製品に対する禁止措置も継続されます。

(c) 金融取引

EU理事会規則 267/2012 第 30 条 3 (a) (b) および (c) 項で規定する金融取引上限額が現行の 10 倍に引き上げられ、当事者は管轄当局の事前許可を要せずに 400,000 ユーロまでイランに送金することができます。ただし、EU による制裁対象の個人・企業との金融取引は引き続き制裁の対象となります。

(d) 原油および石油化学製品の貯蔵用または輸送用船舶

EU理事会規則 1263/2012（第 37 条 (b)）により改正された規則 267/2012 に規定される原油および石油化学製品の輸送用または貯蔵用船舶の提供に関する禁止事項は一時停止されます。ただし、NITC などの制裁対象企業または IRGC（Islamic Revolutionary Guard Corps）が所有もしくは支配する企業への用船またはかかる企業との契約は除外されます。

2. 米国による制裁措置の一時停止または免除

国際グループは、より複雑な米国の制裁措置の状況について米国当局と協議し、米国政府が、JPOA の目的および規定に従って EU 加盟各国が採用する予定の制裁措置の一時停止と同様の措置をとる意向であることを確認しました。米国財務省外国資産管理局（OFAC）は、JPOA を実行するために免除または改正する見込みのある主な大統領令、イラン自由及び対拡散法（IFCA）、イラン脅威削減およびシリア人権法（Iran Threat Reduction and Syria Human Rights Act）、イラン制裁法（Iran Sanctions Act）の該当条項を特定しています。

国務省、財務省、OFAC などの関連政府機関は、法律で権限が付与されていない限り、議会制定法を改正または廃止することができませんが、大統領は自らの大統領令を変更することができます。従って、法律に規定されている米国の制裁については、大統領は法律で

権限が付与されている範囲に限り修正または免除ができます。米国による措置の詳細と範囲については 2014 年 1 月 20 日まで不明ですが、欧州委員会が発表した措置と足並みを揃えたものになると予想されます。

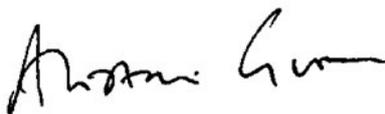
以上から、米国は以下の措置をとるものと予想されます。

- イランによる石油化学製品の輸出、イランによる自動車製造部門向け資材およびサービスの輸入に対する制裁措置の一時停止
- イラン民間航空部門の安全飛行確保を目的とする、予備部品や検査等業務の供給に関する迅速な許可申請手続きの開始
- イランから現在も原油を購入している 6 カ国に対して、輸入量削減を求める措置の停止
- イランへの人道支援物資の提供、国連債務の支払い、イラン人留学生の授業料支払いを目的とする金融チャンネルの整備促進
- EU により容認される金融取引の上限額の修正

現行の法律の変更内容については、2014 年 1 月 20 日（月）まで明らかになりません。米国による措置の詳細が分り次第、改めてご案内いたします。

国際 P&I グループに所属する全クラブが同様の内容の回覧を発行しています。

以上



Alistair Groom
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8899
E-mail: alistair.groom@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)